神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準(素案)

令和7年〇月〇日

神奈川県健康医療局

## 第1 目的

この基準は、第一種大麻草採取栽培者免許及び大麻の栽培地外への持ち出し許可について定め、公正な許認可事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条及び神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行う ための基準をいう。

## <凡例>

法令等の引用に当っては、次の略号を用いる。

#### 第3 第一種大麻草採取栽培者免許関係

## 法令の規定

第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生 労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道 府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以 下この章において単に「免許」という。)を受けなけれ ばならない。(法第5条第1項)

#### 「施行規則第1条の2]

法第5条第1項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許(以下この条、第3条、第4条、第7条、第7条の3及び第8条(第5項を除く。)において単に「免許」という。)を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

- (1)免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- (2) 免許を受けようとする者が法人又は団体である ときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずる ものを含む。)
- (3) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- (4)免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (5) 免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

## 審査基準

1 栽培目的等の妥当性 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切

なものであること。

栽培目的が産業利用であり、単なる趣味・嗜好に基づくものでないこと。

事業計画が、大麻草の栽培から製造した製品の供給 までの一連の工程が明確かつ実現可能な内容であること。

#### 2 栽培管理

(1) 栽培地の場所及び面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして適切であり、過不足ないものであること。

原則として栽培の面積が1アール(100 m)以上であること。

(2) 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペース が分離していること。

採取した大麻が事務作業中に備品に紛れて紛失す

## 指導基準

- 1 麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品(飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料)の原材料を採取することを目的としていること。
- 2 栽培から製品の供給に至るまでの全ての過程が 明確になっていること、その過程に不正な点がな いこと、実現可能なものであること。
- (1) 栽培については、播種する大麻草の種子の量、 栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量を明示す ること。
- (2) 製品の製造については、収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される過程を明示すること。なお、事業計画に加工が含まれている場合は、事業計画書に大麻草の加工過程や加工設備等の資料を添付すること。併せて、管轄の地方厚生(支)局麻薬取締部にも連絡、相談すること。
- (3) 供給については、販売の方法、需要の見込みがあること、不特定多数への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていること。なお、「譲渡先の目処が立っている」とは、契約締結に至る必要はないが、申請時点で予定されている販売先、販売量、販売価格等を具体的に明示することを意味する。

3 事務作業スペースとは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻を取り扱わない業務を行うスペースのことをいう。

法令の規定 審査基準

- (6) 栽培地の登記事項証明書
- (7) 栽培地の区域を示す図面
- (8) 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類
- (9) 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し
- (10) 事業計画書
- (11) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を 示す図面及び写真
- (12) 免許を受けようとする者が法人又は団体である ときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書 の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する 使用関係を証する書類
- (13) 免許を受けようとする者が法人又は団体である ときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容 を記載した書類

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。(法第5条第2項)

- (1) 第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- (2) 麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。)
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 未成年者
- (5) 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

### 「施行規則第2条]

精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の 業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者 る等の事故等を防ぐ目的から、栽培を行う土地や保 管施設等と事務作業スペースの間は、壁や扉等によ り明確に分離すること。

(3) 適切に保管できる施設を備えていること。

所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を保管するため、自らがその大麻を業務上 取り扱う事務所内に鍵をかけた設備を備えること。

また、所有する麻薬を保管する場合は、自らがその麻薬を業務上取り扱う事務所内に鍵をかけた堅固な設備を備えること。「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備のあるものをいい、手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は認められないこと。

なお、栽培地外の保管施設に保管することも可能 であるが、大麻草を栽培地から当該栽培地外の保管 施設に持ち出す際には持ち出し許可を受けること。

(4) 栽培地や大麻の保管施設等の管理体制が適切なものであること。

日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。

大麻草の栽培については、栽培者自身が実地に管理すること。

法人又は団体である場合(自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。)は、栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各工程の責任者が密接に連携でき、かつ相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。また、栽培に従事する者が明確になっていること。

4 栽培地内に大麻を業務上取り扱う事務所があれば、その中に保管設備を設置することは可能である。

指導基準

- 5 免許を受けようとする者自身が、実地に管理できる状況にあること。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従して行うことを意味し栽培業務の常勤であることが必要だが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含む。
- 6 専ら補助者に栽培管理を行わせることはできな いこと。
- 7 法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培させること。その場合、当該者を栽培地付近に居住させる等、常駐させることにより、実地に管理すること

なお、法人又は団体による栽培の場合、業務管理体制として、次の要件を充足すること。

(1) 栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任

法令の規定	審查基準	指導基準
	意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。 ・使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。	

# 第4 大麻の栽培地外への持ち出し許可申請関係

法令の規定	審査基準	指導基準
第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第2項の規定による届出をしたときは、この限りでない。(法第11条)第一種大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。(法第12条第2項)	は、法第12条の4第1項に基づく大麻草の加工のため譲り渡す場合、複数の栽培地を登録している場合であってそれらの栽培地間で移動させる場合、栽培した大麻草を外部の分析機関に譲り渡す場合、大麻草を司法警察職員へ任意提出する場合、その他知事が適切と認める場合に限ること。	原則、持ち出しの都度許可を得ること。 収穫時期など一定期間中に複数回の持ち出しが 想定される場合は、一定期間(例えば1月単位)の持 ち出し許可を事前に受けること。